

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 香坂川橋床版取替工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、土砂等の撤去・復旧__図面表記 捨土掘削で発生した土砂の仮置場（運搬先）をご教示願います。また、仮置場までの運搬距離および仮置場での再積込費用は、設計で計上されておりますでしょうか。併せてご教示願います。	仮置場は、特記仕様書6-1に示す、香坂チェーンベース（上り線）作業ヤードを想定しています。 仮置場までの運搬および再積込に要する費用は、対面通行用中央分離帯改良工の契約項目に含まれるものとお考えください。
2	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、用排水溝撤去・復旧__ロードガッター・集水柵の撤去復旧について、24-32-4. 施工__(1)構造物取壊しに「既設中央分離帯のアスファルトコンクリート舗装版及び用排水構造物は取壊し撤去し、対面通行の解除に伴い原形復旧を行う。」とございます。用排水溝__ロードガッターは、既設を現地取壊しの上、処分先へ運搬・処分とし、再設置の際は、新規購入材料を設置するものとして設計されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、防護柵撤去・復旧について、24-32-4. 施工__(2)道路付属物に「中央分離帯の道路付属物（防護柵、眩光防止施設、距離標、視線誘導標等）は撤去し、平尾高架橋資材置き場へ運搬し仮置きするものとする。また、対面通行の解除に伴い原形復旧を行う。」とございます。図面「平面図__渡り線区間復旧時 設置工」より、復旧時は全て土中建込式（脱着式）となっております。土中建込式ガードレールは、支柱・袖ビーム共に平尾高架橋に運搬・仮置きし、復旧時に袖ビームのみ、置場で積込・運搬し、再利用するものとして設計されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	渡り線区間復旧時の防護柵は脱着式ガードレールとしています。 土中建込式ガードレールについては、支柱を除き脱着式ガードレールにて再利用しますので、支柱のみ平尾高架橋へ運搬、ビーム等は現場内存置とお考えください。

4	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	<p>香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、脱着式ガードレール撤去・設置について、既存防護柵は、一部を除き土中建込式となっており、復旧時は、各橋梁区間「脱着式ガードレール」となっております。撤去した防護柵（土中建込式）と、脱着式ガードレールの支柱形状が異なりますが、脱着式ガードレールの支柱は、全て本工事での新規購入品として設計計上されておりますか。ご教示願います。</p> <p>また香坂川橋：撤去時 Gr-A-4E ⇒ Gr-A-Mo ・ 大石沢川橋：撤去時 Gr-Am-4E (P) ⇒ Gr-Am-Mo ・ 金井橋：撤去時 Gr-Am-4E (P) ⇒ Gr-A-Mo および撤去時 Gr-Am-4E ⇒ Gr-Am-Mo において復旧時既存防護柵支柱間隔@4.0mから@2.0mに変更したものを設置復旧するとして計画されていると考えてよろしいでしょうか。併せてご教示願います。</p>	<p>脱着式ガードレールへ変更し、支柱形状が変更となる場合、新たな支柱の材料費は、対面通行用中央分離帯改良工の契約項目に含まれるものとお考えください。</p> <p>復旧時の支柱間隔については、既存防護柵支柱間隔から変更はございません。</p>
5	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	<p>香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、脱着式ガードレール撤去・設置について、既存防護柵は、一部を除き土中建込式となっており、復旧時は、各橋梁区間「脱着式ガードレール」となっております。共用期間中に設置する さや管 φ139.8×4.5×1500およびさや管キャップは、本工事での新規購入品として設計計上されておりますか。ご教示願います。</p>	<p>該当する材料費は、対面通行用中央分離帯改良工の契約項目に含まれるものとお考えください。</p>
6	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	<p>香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、図面「対面通行用中央分離帯改良工・対面通行用仮設非常駐車帯工（その1・2・3）」について、現況ロードガッター有区間は、コンクリートシールの取壊しがございますが、復旧時にはAs舗装構成（t=180mm）となっております。</p> <p>ロードガッター有区間において、コンクリートシールの復旧は設計で計上されていないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>そのとおりお考えください。</p>
7	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	<p>大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、図面にプランター撤去・設置とございますが、プランターの構造・仕様等が不明です。構造・仕様等が確認できる資料等をご掲示願います。</p>	<p>プランターは撤去のみで、設置はございません。</p> <p>1箇所当り延長8m程度、幅1m程度の木製のプランターです。</p>
8	特記仕様書_24-32_対面通行用中央分離帯改良工	<p>香坂川橋・大石沢川橋・金井橋における、中央分離帯改良工において、脱着式ガードレール撤去・設置について、既存防護柵は、一部を除き土中建込式となっており、復旧時は、各橋梁区間「脱着式ガードレール」となっております。撤去した防護柵（土中建込式）と、脱着式ガードレールの袖ビーム形状が異なりますが、脱着式ガードレールの袖ビーム（支柱間隔@4.0m⇒2.0mに変更範囲）は、全て本工事での新規購入品として設計計上されておりますか。ご教示願います。</p>	<p>復旧時の脱着式ガードレールについては、支柱を除き既設物を再利用する計画です。支柱間隔を含め現況のものを流用とお考えください。</p>